入 札 の 公 告

社会福祉法人 愛和福祉会第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167 条の６第１項の規定に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、次のとおり公告する。
平成２４年８月６日

社会福祉法人 愛和福祉会
理事長 小 林 寛

１ 入札に付する事項
（１）工事件名　社会福祉法人愛和福祉会　知的障がい者支援施設　新築工事
（２）工事場所　札幌市東区北42条東18丁目
（３）工事期間　契約締結日の翌日から平成25年3月20日まで
（４）工事概要　別途閲覧に供する仕様書及び図面等による。
（５）設計者名　株式会社横河建築設計事務所
札幌市中央区大通西５−８(昭和ビル)
（６）予定価格　事後公表

２ 発注者
札幌市東区北２４条東１８丁目１５番地
社会福祉法人　愛和福祉会
理事長　小林　寛

３ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
本建設工事の入札に参加する者に必要な資格は、本公告日現在において次のとおりである。
（１）平成２１年北海道告示第８号に規定する建築工事の資格及び建設業法（昭和24 年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
（２）入札公告日から入札執行日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名競争入札に関する指名を停止されていない者（指名停止を受けていたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
（３）北海道に本社、支店、営業所を置くものであること。
（４）北海道の平成23･24年度建築工事の競争入札参加資格がＡ等級以上に格付けされていること。
（５）北海道の平成23･24年度建築工事の総合評価得点が1000点以上であること。
（６）本工事に対応する建設業法の許可業種に係わる監理技術者または主任技術者の資格を有する者で、かつ、入札参加申請書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にある者を専任で配置できること。
（７）現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
（８）本工事に係わる設計業務等の受託者ではないこと、または当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
（９）入札に参加しようとする者の間に、資本関係若しくは人的関係がないこと。
(10) 次に掲げる者でないこと。
ア 政令第167 条の４の規定に該当する者
イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者または入札執行日前６か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者
ウ 会社更生法（平成14 年法律第154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
エ 民事再生法（平成11 年法律第225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

4 入札参加申請書等の提出に関する事項

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書に関係書類を添付して提出すること。

（1）提出期間 平成24年8月6日（月）から 平成24年8月13日（月）まで
（日曜日、土曜日を除く。） 毎日午前９時から午後５時まで

（2）提出場所 社会福祉法人 愛和福祉会 法人本部 札幌市東区北24条東18丁目15番地

（3）提出方法 （2）の場所へ持参することとし、郵送等またはファクシミリによるものは受け付けない。

（4）提出書類

ア 一般競争入札参加申請書

イ 配置する予定の技術者に係わる経歴が記された書面。

ウ その他必要と認める書類。(別紙)

（5） その他

ア 申請書等の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 提出された申請書等は、無断で他に使用しない。

5 仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）の閲覧に関する事項

（1）入札参加者は、8月23日愛和福祉会本部より設計図面を郵送。

ア 見積り用図面（A3白焼き）は必要部数購入すること。

（2）設計図書等に関する質問については、質疑書で受け付ける。
質疑がない場合も提出すること。

ア 提出期限 平成24年8月29日（水）午前10時まで

イ メールアドレス domi@aiwafukusikai.or.jp

（3）（2）の質疑応答書は、平成24年8月31日（金）にメールで回答する。

6 入札手続等に関する事項

（1）入札の日時 平成24年9月11日（火）14時00分

（2）入札の場所 道民活動センター（かでる2.7） 1070会議室
札幌市中央区北２条西７丁目

（3）入札方法

ア 入札の回数は原則として３回までとする。

イ アの結果予定価格に達しなかった場合は入札を中止する。

ウ 入札参加資格者の数が１者のときは、入札を執行しないものとする。

エ 郵便、電報、ＦＡＸ等による入札は認めないものとする。

（4）入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（5）最低制限価格は設定しない。

（6）低入札価格調査基準は設定しない。

（7）消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

7 入札の無効に関する事項

次の各号に掲げる入札は無効とする。

（1）入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しないまたは該当しなくなった者による入札

（２）申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札
（３）北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得及びその他入札に係る条件に違反した者による入札

８ 入札保証金に関する事項
（１）免除する

９ 落札者の決定及び入札参加資格の確認に関する事項
（１）地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第234 条第３項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者とする。
（２）入札参加資格の確認の結果、不適格と認めたときは、その理由を記載した文書により通知するものとする。
（３）（２）による通知を受けた者は、その理由の説明について、次のとおり、書面（様式は自由）により理事長に対して求めることができる。
ア 提出期限 平成24年8月24日（金）まで
午前９時から午後５時まで
イ 提出場所 社会福祉法人 愛和福祉会法人本部　札幌市東区北24条東18丁目15番地
ウ 提出方法 イの場所へ持参することとし、郵送等またはファクシミリによるものは受け付けない。
（４）不適格理由の説明を求められたときは、（３）のアに規定する提出期限から起算して３日以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 契約書作成の要否等に関する事項
（１）契約書の作成を要する。
（３）契約保証金は免除する。

11 支払いの条件に関する事項
（１）前払金　なし
（２）部分払　なし
（３）竣工引渡し時　全額

12 その他
（１）入札参加資格者は、道財務規則、北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得、その他関係法令を遵守すること。
（２）申請書等に虚偽の記載をした場合、北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を行うことがある。
（３）談合情報があった場合は、事情聴取、誓約書及び積算内訳書等の徴取並びに公正取引委員会に通報することがある。
（４）談合の疑いがあると認められるときなど、入札までの間にやむを得ない事由にため、当該工事等の入札を延期または中止することがある。また、入札執行の際、入札参加資格者がいない場合または入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。なお、中止となった場合でも、申請書及び関係書類の作成費用及び設計図書等の複写費用は入札参加資格者の負担とする。
（５）契約締結後に、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
（６）この入札の執行は公開する。
（７）その他入札に関し不明な点は、社会福祉法人 愛和福祉会 法人本部 に照会すること。(電話011-781-4858)